

## 岡崎市会計年度任用職員（生活保護面接相談員）採用選考募集案内

令和6年度に採用するパートタイム会計年度任用職員（生活保護面接相談員）の選考を次のとおり実施します。

### 1 募集する職

職の名称	パートタイム会計年度任用職員（生活保護面接相談員）
職務内容	要保護者等の相談及び生活保護申請受付等の事務処理
募集人数	1人
応募要件	次のいずれかに該当する者で普通自動車運転免許を取得しており、パソコン（Word, Excel）の操作ができる人 1 社会福祉主事任用資格を有し生活保護関係事務又は社会福祉に関する相談事務に従事した経験が3年以上ある者 2 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、相談業務に従事した経験が1年以上ある者

※ 地方公務員法第16条に定められている欠格条項に該当する人は、応募できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 応募時点で「2 任期」に掲げる任期中に岡崎市の職員として任用される予定の人で、任用される予定の岡崎市の職員としての勤務時間が、募集する職の勤務時間と合わせて1日当たり7時間45分以上又は週当たり38時間45分以上の人は、応募できません。

### 2 任期

令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

（募集枠が満たない場合は10月1日以降の応募にも応じます。）

また、任用の日から原則1月の間は条件付採用期間となります。）

※ 任期が満了した後の任期の更新の取扱いは地方公務員法の定めのと

おり

### 3 勤務場所

- (1) 地域福祉課
- (2) 受動喫煙防止措置 敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所あり）

### 4 採用区分

区分	勤務時間
ロングパート	休憩時間を除き原則1日につき6時間45分とし、午前8時30分から午後5時15分までの間で地域福祉課長が指定するものとする。

### 5 勤務時間等

#### (1) 始業、終業の時刻

原則として、午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で、「4採用区分」の区分ごとに掲げる勤務時間に応じて、始業、終業の時刻を定めます。

#### (2) 休憩時間

60分

#### (3) 週休日

毎週日曜日及び土曜日

#### (4) 所定時間外勤務 有

※ ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合で、公務の運営に著しい支障が生ずると任命権者が認めるときに限る。

### 6 給与等

#### (1) 給与

##### ア 報酬

職名	報酬額
生活保護面接相談員	月額 184,592 円

##### イ 期末手当

有 ※ただし、任期が6月未満の場合は無

#### (2) 費用弁償

通勤距離が片道2キロメートル以上の場合、通勤手段に応じて費用弁償を支給

※ その他の給与等の決定、計算、締切り及び支払いの時期については、岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等のとおり

## 7 加入保険等

### (1) 雇用保険

加入あり

### (2) 健康保険及び厚生年金

加入あり

※共済組合（愛知県都市職員共済組合）へ加入する場合、岡崎市職員の福利厚生に関する条例に基づき、岡崎市職員互助会にも併せて加入することとなります。

### (3) 災害補償

岡崎市非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償の適用あり

## 8 応募方法

事前に「10 問合せ先」に御連絡のうえ、次の書類等を持参または郵送してください。

### (1) 岡崎市会計年度任用職員採用選考申込書兼履歴書

※ 提出書類は一切お返しできません。

※ 持参する場合は、土曜日、日曜日、祝祭日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

※ 郵送する場合は、封筒の表面に「生活保護面接相談員応募」と朱書きしてください。

<申込先>

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市役所福祉部地域福祉課（東庁舎1階）

## 9 選考方法及び選考結果

### (1) 選考方法

個人面接により選考します。

※ 面接日程は、応募受付後に応募者本人に連絡します。

### (2) 選考結果

選考結果は、面接後1週間以内に合格・不合格を問わず本人宛に通知します。

## 10 問合せ先

444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市役所 福祉部地域福祉課 保護相談係（東庁舎1階）

電話：(0564) 23-6158（直通）

FAX：(0564) 23-6515

※ 勤務条件等は、採用されるまでの給与関係及び勤務時間関係の条例・規則等の改正により、変更となる場合があります。